高等教育段階の修学支援制度にかかる別添の広報リーフレットについて、生徒等が経済的理由により進学をあきらめることがないよう、保護者への連絡用の汎用クラウドツール等を活用し、保護者や生徒等へ配付されるようお願いいたします。

事　務　連　絡
令和８年１１月１０日

各都道府県教育委員会修学支援担当課
各指定都市教育委員会修学支援担当課
各都道府県私立学校主管課
構造改革特区法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課
附属中学校（義務教育学校含む）を置く国公立大学法人附属学校事務担当課　御中
各公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
独立行政法人海技教育機構担当課
厚生労働省医政局医療機構運営支援課

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

高等教育の修学支援新制度の周知について（依頼）

日頃より、文部科学省が実施する高等教育の修学支援新制度の周知等にご協力に賜り、誠にありがとうございます。

本制度では、令和２年度から、低所得世帯の学生を対象に、大学等の授業料等の減免と給付型奨学金の支給をセットで行う支援を実施しており、令和７年度からは本制度の対象を拡充し、多子世帯の学生について、所得制限なく、大学等の授業料及び入学金を国が定める一定の額まで減免することとしております。その結果、令和７年度には約71万人に対して支援を実施しました。

他方で、本制度の支援の対象でありながら制度を利用していない方が一定程度いる状況にあり、本制度を知らないことで、家庭の経済的状況によって意欲ある子どもたちが、大学等へ進学することをあきらめたり、将来の選択肢を狭めたりすることがないよう、中学校や高等学校等の生徒等やその保護者向けに本制度の特設ウェブサイトや公式LINEアカウント等を用いた広報活動を実施しております。

本制度の周知に関しては、中学校段階などの早い段階での情報提供を求める声が寄せられており、また、本制度の支援を受ける学生の多くが本制度を知ったきっかけとして、学校の先生からの情報提供をあげております。

こうしたことを踏まえ、今般、別添のとおり、中学校や高等学校等の生徒等やその保護者向けに本制度を周知する広報リーフレットを作成いたしました。

昨年度は紙媒体での配布にご協力いただきましたが、学校現場における DX 化の進捗状況や、皆様の業務負担の軽減のため、本年度からは電子媒体での配布とさせていただきます。

ついては、都道府県・指定都市教育委員会にあたっては、所管の中学校や高等学校等及び域内の市区町村教育委員会等（指定都市教育委員会を除く。）に対して、都道府県におかれては、所轄の学校等に対し、中学校、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては、附属の中学校や高等学校等に対して、独立行政法人海技教育機構におかれては、その設置する海上技術学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知くださいますようお願いします。

なお、所管の学校等において周知される際は、以下の周知文例を参考にしていただくとともに、保護者への連絡用の汎用クラウドツールによる一斉配信や１人１台端末等を活用し、保護者や生徒等に対して周知されるようお願いいたします。

（汎用クラウドツール等における周知文例）

文部科学省では、経済的な理由で進学をあきらめることのないよう、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の学費等を支援する「高等教育の修学支援新制度」を実施しています。

この制度では、給付型奨学金と授業料・入学金の減額・免除により、年間最大約 160 万円の「返さなくていい奨学金」等の支援を受けることができます。

詳細はリーフレットをご覧ください。

○高等教育の修学支援新制度リーフレット
https://www.mext.go.jp/content/20261030-mxt_gakushi01-100001062_01.pdf（文部科学省ホームページ）

○高等教育の修学支援新制度　特設ウェブサイト
https://www.mext.go.jp/kyufu/index.html
（文部科学省ホームページ）

○高等教育の修学支援新制度　公式 LINE
https://lin.ee/NZqsI5p（LINE お友達登録ページ）

【本件連絡先】
文部科学省高等教育局
学生支援課高等教育修学支援室
電話番号：03-5253-4111（内線 3496）